

公 示 日：2026 年 10 月 28 日（水）

調達管理番号：26a00793

国 名：ケニア国

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名：ケニア国アグロインダストリーにおけるビジネス展開のための行政
支援強化プロジェクト（チーフアドバイザー）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務 ：チーフアドバイザー
- （２） 格 付 ：2 号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 在勤地：ケニア国ナイロビ市
- （５） 契約履行期間（予定）：2026 年 12 月中旬から 2029 年 5 月中旬
- （６） 渡航期間：2027 年 2 月下旬から 2029 年 4 月下旬
- （７） 業務量の目途：26 人月

2. 業務の背景

ケニアの農業セクターは、GDP の 33%、輸出額の 62%（3,210 億 Ksh）を占める主要産業であるが、農業従事者数、利用農地面積、農業生産高の約 3 分の 2 を小規模農家が占め、また、地方人口の 70%は農業に従事しており、同国のより包摂的な経済発展のためには農業セクターの更なる開発が不可欠である。

同国政府は、国家長期開発計画「ケニア・ビジョン 2030（Kenya Vision 2030）」及び第四期中期開発計画（2023 年～2027 年）において、農業開発及び食料安全保障を重点経済政策の一つに位置付けている。また、農業・畜産開発省（Ministry of Agriculture and Livestock Development。以下、「MoALD」という。）は、農業セクターの開発戦略文書として「農業セクター改革・成長戦略（Agricultural Sector Transformation and Growth Strategy。以下「ASTGS」という。）（2019～2029 年）を策定、小規模農家の所得向上、農業生産高と付加価値の増加、世帯の食料レジリエンスの強化、を同戦略の 3 本柱としている。

このように同国農業開発は同国の重要な政策目標であるものの、近年の国家予算に占める農業セクターの割合は2%前後（2022年度は1.3%）に留まっており、アフリカ連合が包括的アフリカ農業開発プログラム（Comprehensive Africa Agriculture Development Programme：CAADP）推進のために2003年に採択したマプト宣言の目標である「国家予算の最低10%の農業開発への配分」には遠く及ばない状況にある。

こうした財政制約を踏まえ、同国政府は「国家農業投資計画（National Agricultural Investment Plan。以下「NAIP」という。）」（2019～2025年）を策定し、「ASTGS」の推進に必要な資金の8割を民間部門から動員することを目指す、としている。同国本政策の推進機関として、MoALDに農業トランスフォーメーション局（Agriculture Transformation Office。以下「ATO」という。）が設置され、更に農業セクターへの民間部門参画・投資を促すため、2020年にCountry Agribusiness Partnership Framework（以下「CAP-F」という。）がATOを事務局として立ち上げられた。しかしながら、CAP-Fの活動は現状進展が見られず、民間部門からの資金動員や農業投資促進は期待された成果が上がっていない。その理由として、ATOを含むMoALD内に投資促進に係る民間部門等との協働経験が乏しく、民間部門参画や資金動員を促す行政側の仕組みが弱いことが挙げられる。加えて、民間部門が農業投資を検討するための材料となる情報が集約・整理されておらず、MoALDと投資促進機関との連携も弱いため、積極的な投資を呼び込みにくい状況である。

係る状況の下、ATOと同国の投資促進機関であるケニア投資庁（Kenya Investment Authority。以下「KenInvest」という。）、農業セクターの民間代表組織である農業セクターネットワーク（Agriculture Sector Network。以下「ASNET」という。）等との連携を通じ、民間部門の農業セクター投資を通じ、同国のアグロインダストリーにおけるビジネス展開を適切に支援する行政体制構築のため、同国政府は本事業を我が国に対し要請した。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

農業畜産開発省（MoALD）、ケニア投資庁（KenInvest）、農業セクターの民間代表組織である農業セクターネットワーク（ASNET）等と連携し、ケニアのアグロインダストリーにおける民間事業者によるビジネス展開を適切に支援する行政体制の提案及び効果的な支援策を明らかにすることにより、行政による支援体制の確立を図り、もってケニアのアグロインダストリーにおけるビジネス展開の促進に寄与する。

4. 業務の内容

- ① プロジェクトチームの日本側責任者として、C/P と密に協議してプロジェクト実施方針を検討し、他の専門家と構成する日本側チームをまとめ、プロジェクトを統括する。
- ② 合同調整委員会（JCC）において、必要に応じてプロジェクト関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会議等を検討、実施する。
- ③ 合同調整委員会（JCC）やその下に設置される Secretariat, Working Group において進捗状況、成果、課題、教訓等について報告し、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。
- ④ 進捗管理を通じて判明する課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、C/P や関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- ⑤ JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 本部及び事務所に遅延なく提出する。その際、コンサルタントチームと調整を行い、同チームが担う活動部分を含めて報告書を一本化する。
- ⑥ 業務調整担当専門家が行う予算管理、プロジェクト備上スタッフの業務や労務管理に関して、滞りなく実施されるよう指導・助言する。
- ⑦ プロジェクトの成果に関して、関連機関との連携を通じ本プロジェクトで得られた知見の発信や共有を行う。また、他の開発パートナーや民間企業との密な情報交換を通じ、効果的な連携手法を検討し、実施する。
- ⑧ その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取組みや働きかけを、JICA（本部・事務所）及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	ATO、KenInvest、ASNET 等の関係機関の主体的な参画及び連携を確保するための実施体制、役割分担及び合意形成の具体的手法	①～④、⑧
2	調査結果及びワーク・プランを踏まえ、行政による支援策を優先順	

	位付けし、実施・検証・改善するための具体的手法	
--	-------------------------	--

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	開発途上国におけるアグロインダストリー／アグリビジネス振興に係る業務
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態
3 か月報告書	渡航開始より3 か月ごと ¹	国際協力調達部（CC：経済開発部）	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6 か月ごと	国際協力調達部 （CC：経済開発部、ケニア事務所）	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	経済開発部（CC：国際協力調達部、ケニア事務所）	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は2027年2月下旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

※ 本専門家は現行チーフアドバイザーの(2025年4月～2027年4月派遣中)

¹ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

の後任になります。

本プロジェクトに係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア チーフアドバイザー（本専門家）

イ 業務調整/アグロインダストリー開発（長期派遣専門家）

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部 農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ケニア国「アグロインダストリーにおけるビジネス展開のための行政支援強化プロジェクト」第一回、第二回、第三回モニタリングシート
 - ・ケニア国「アグロインダストリーにおけるビジネス展開のための行政支援強化プロジェクト」第一回合同調整委員会（JCC）資料
 - ・ケニア国「アグロインダストリーにおけるビジネス展開のための行政支援強化プロジェクト」アグロインダストリー調査報告書
 - ・ケニア国「アグロインダストリーにおけるビジネス展開のための行政支援強化プロジェクト」ワーク・プラン（2026 年 9 月時点）
 - ・ケニア国「アグロインダストリーにおけるビジネス展開のための行政支援強化プロジェクト」R/D
 - ・ケニア国「責任のあるインクルーシブな農業投資促進のための組織強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年11月11日12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年11月20日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年11月26日14時～15時30分
4	評価結果の通知	2026年12月1日まで

8. 応募条件等

（１） 参加資格のない者等：ケニア国「責任のあるインクルーシブな農業投資促進のための組織強化プロジェクト」詳細計画策定調査（評価分析）（調達管理番号：23a01008）の受注者（株式会社国際開発センター）及び同業務の業務従事者

(2) 家 族 帯 同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1 部
- (3) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER
を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

※ JICA の「コンサルタント等契約」(業務実施／単独型／現地滞在型) に初めて応募される場合には JICA 団体情報登録が必要です。個人の方も同様の登録が必要です。応募書類×切日の 7 営業日前までに、必ず団体情報の登録申請をお願いします。

詳細は下記をご確認ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。

- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

（１） 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,571,000	1,768,000
	個人	1,218,000	1,415,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	52,400	—
	インターナショナルスクール／ 現地校		167,900	185,700

③ 住居費：1,700 ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,854,640 円／人

（2）便宜供与内容

- ア）空 港 送 迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ）住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ）車両借上げ：なし
- エ）通 訳 備 上：なし
- オ）執務スペースの提供：ケニア農業畜産開発省内における執務スペース提供（ネット環境完備）
- カ）公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（3）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４）臨時会計役の委嘱²

業務に必要な経費については、JICA ケニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

以上

² 臨時会計役の職務は、通常は業務調整専門家が担当しています。しかしながら、業務調整専門家が長期間不在となった場合等は、当職務を委嘱する可能性があります。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：ケニア共和国（ケニア）

案件名：（和名）アグロインダストリーにおけるビジネス展開のための行政支援強化プロジェクト

（英名）Project for Strengthening Public Support for Business Development in Agroindustry

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ケニアの農業セクターは、GDP の 33%、輸出額の 62%（3,210 億 Ksh）を占める主要産業であるが、農業従事者数、利用農地面積、農業生産高の約 3 分の 2 を小規模農家が占め、また、地方人口の 70% は農業に従事しており、同国のより包摂的な経済発展のためには農業セクターの更なる開発が不可欠である³。

同国政府は、国家長期開発計画「ケニア・ビジョン 2030（Kenya Vision 2030）」及び第四期中期開発計画（2023 年～2027 年）において、農業開発及び食料安全保障を重点経済政策の一つに位置付けている。また、農業・畜産開発省（Ministry of Agriculture and Livestock Development。以下、「MoALD」という。）は、農業セクターの開発戦略文書として「農業セクター改革・成長戦略（Agricultural Sector Transformation and Growth Strategy。以下「ASTGS」という。）（2019～2029 年）を策定、小規模農家の所得向上、農業生産高と付加価値の増加、世帯の食料レジリエンスの強化、を同戦略の 3 本柱としている。

このように同国農業開発は同国の重要な政策目標であるものの、近年の国家予算に占める農業セクターの割合は 2% 前後（2022 年度は 1.3%）に留まっており、アフリカ連合が包括的アフリカ農業開発プログラム（Comprehensive Africa Agriculture Development Programme：CAADP）⁴推進のために 2003 年に採択したマプト宣言の目標である「国家予算の最低 10% の農業開発への配分」には遠く及ばない状況にある。

こうした財政制約を踏まえ、同国政府は「国家農業投資計画（National

³ Ministry of Agriculture, Livestock, Fisheries and Irrigation, *Agricultural Sector Transformation and Growth Strategy 2019-2029*

⁴ 2003 年にアフリカ連合開発庁アフリカ開発のための新パートナーシップ（African Union Development Agency-New Partnership for Africa's Development：AUDA-NEPAD）により提唱された、農業主導の開発を通じて経済成長を高め、アフリカ諸国の飢餓撲滅と貧困削減を支援することを目的としたイニシアティブ。CAADP を通じて、アフリカ各国政府は国家予算の少なくとも 10% を農業・農村開発に割り当て、年率 6% 以上の農業成長率を達成することに合意した。

Agricultural Investment Plan。以下「NAIP」という。）」(2019～2025年)を策定し、「ASTGS」の推進に必要な資金の8割を民間部門から動員することを目指す、としている。同国本政策の推進機関として、MoALDに農業トランスフォーメーション局(Agriculture Transformation Office。以下「ATO」という。)が設置され、更に農業セクターへの民間部門参画・投資を促すため、2020年にCountry Agribusiness Partnership Framework(以下「CAP-F」という。)⁵がATOを事務局として立ち上げられた。しかしながら、CAP-Fの活動は現状進展が見られず、民間部門からの資金動員や農業投資促進は期待された成果が上がっていない。その理由として、ATOを含むMoALD内に投資促進に係る民間部門等との協働経験が乏しく、民間部門参画や資金動員を促す行政側の仕組みが弱いことが挙げられる。加えて、民間部門が農業投資を検討するための材料となる情報が集約・整理されておらず、MoALDと投資促進機関との連携も弱いため、積極的な投資を呼び込みにくい状況である。

係る状況の下、ATOと同国の投資促進機関であるケニア投資庁(Kenya Investment Authority。以下「KenInvest」という。)、農業セクターの民間代表組織である農業セクターネットワーク(Agriculture Sector Network。以下「ASNET」という。)等との連携を通じ、民間部門の農業セクター投資を通じ、同国のアグロインダストリーにおけるビジネス展開を適切に支援する行政体制構築のため、同国政府は本事業を我が国に対し要請した。

(2) 農業セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対ケニア共和国 国別開発協力量針」(2020年9月)および「ケニア共和国 JICA 国別分析ペーパー」(2018年3月)では、同国の農業振興に向け、市場ニーズに対応した小規模農家の営農力や農業全体のバリューチェーン強化及び稲作の生産技術改善等の支援を掲げており、本事業は同方針に合致する。また、JICAは「課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ):5. 農業・農村開発(持続可能な食料システム)」の下、「アフリカ稲作振興(CARD)」「小規模農家向け市場志向型農業振興(SHEP)」「フードバリューチェーン(FVC)構築」の各クラスターを同国で推進しており、本事業は、民間部門の農業セクター投資を通じ、各クラスター推進を後押しすることが期待される。

更に、本事業は、SDGsのゴール1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、ゴール2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」、ゴール8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」

⁵ AUDA-NEPADのプログラムで、民間セクターの農業投資促進を通じてCAADPの実施を支援し、各国の農業セクターが経済成長と雇用創出に貢献する可能性を実現できるよう支援している。

に寄与することが期待される。

(3) 他の援助機関の対応

米国国際開発援助庁（USAID）は、同国の農業セクター等へ総額 520 百万米ドルの米国等の民間部門の投資促進のための「Kenya Investment Mechanism」（2023～2028 年）を実施中である。またアフリカ緑の革命のための同盟（AGRA）は、民間部門の支援の観点から ASNET に対し、各種調査活動を委託している。また、AUDA-NEPAD は、2020 年の CAP-F の立ち上げ時にコンセプトノートやワークプラン作成等の技術支援を実施しており、そのフォローアップのため 2024 年 8 月以降にケニア含む複数か国にコンサルタントの派遣を予定している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、民間事業者によるビジネス展開を適切に支援する体制の提案、民間事業者によるビジネス展開を可能にする効果的な支援策を明らかにすることにより、行政による支援体制の確立を図り、もってケニアのアグロインダストリーにおけるビジネス展開の促進に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ナイロビ及びその他の地域（活動 1.2 を踏まえ必要に応じて決定）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ATO（約 10 名）及び MoALD 関係部署職員、KenInvest 職員（約 6 人）、ASNET 事務局職員（約 30 名）

間接受益者：アグロインダストリーに関わる民間事業者、郡（カウンティ）政府

(4) 総事業費（日本側）

約 3.1 億円

(5) 事業実施期間

2025 年 1 月～2028 年 12 月を予定（計 48 カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関：農業・畜産開発省農業トランスフォーメーション局（ATO）

協力機関：ケニア投資庁（KenInvest）、農業セクターネットワーク（ASNET）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（96PM）：長期専門家 2 名（チーフアドバイザー、業務調整）、短期専門家（必要に応じて）
- ② 本邦研修/第三国研修
- ③ 機材供与（必要に応じて）
- ④ 事業活動の実施に必要な経費

2) ケニア側

- ① カウンターパート配置：プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャー、その他 CP 人員
- ② 土地・施設提供：専門家執務室（MoALD、KenInvest 内）
- ③ カウンターパート予算（CP の旅費や WG の定例会等の活動経費）

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- 北部回廊農業開発アドバイザー（2021 年 1 月～2023 年 7 月）：本事業の基礎となるパイロット活動や技術支援を行い、JICA 民間連携スキームを活用した本邦企業等への側面支援等を実施した。
- 農業機械化アドバイザー（2022 年 3 月～2024 年 2 月）：日・アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT）活動の促進及び農業機械化支援を目的として、情報収集と整備に加え、農業機械化促進のためのネットワーキング、農業機械化研修による現地関係者の能力強化を行った。現在実施中の「サブサハラアフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化展開に係る情報収集・確認調査」（2024 年 3 月～2026 年 2 月）においても AFICAT を通じた農業機械・農業資材関連の本邦企業とのネットワークの強化を図っており、必要に応じて成果 2 の支援策実施において協働し、両事業の相乗効果を図る。
- 戦略的農業開発アドバイザー（2024 年 1 月～2026 年 1 月）：北部回廊農業開発アドバイザーの後任として、MoALD の農業政策の実施能力強化、民間連携及び農業投資を主に推進している。必要に応じて双方が協働し、両事業の相乗効果を図る。

2) 他の開発協力機関等の活動

2. の「(3) 他の援助機関の対応」のとおり、複数の開発協力機関が民間部門の参画・投資促進を行っているが、いずれも特定のカウンティ政府、あるいは民間部門に直接支援を行うものであり、本事業との重複はない。なお、本事業では、事業開始後にニーズ把握・課題分析調査の結果を踏まえて具体的な活動（民間事業に対する支援策を通じた行政機関の能力強化）を決定する予定であり、検討結果により他開発協力機関との連携もありえる。例えば、USAID は、今後 KenInvest、ASNET

を対象とした新規プロジェクトを予定しており、本事業との相乗効果が期待される。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業では、行政による支援体制の強化を通じて同国のアグロインダストリーの民間事業者によるビジネス展開を促進することにより、食料安全保障や農家の所得向上、農業関連分野における雇用創出に資するものであり、貧困削減に寄与することが期待される。なお、本事業は SDGs ゴール 13 に貢献する可能性がある。

3) ジェンダー分類：「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由>

事業準備時の調査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、事業開始後にアグロインダストリー関係者を対象にしたニーズ把握・課題分析調査を行う予定であり、同調査でニーズが確認された場合、女性事業者を対象にしたビジネス研修の提供等、女性のエンパワーメントに資する支援策を積極的に行う予定である。

(10) その他特記事項

該当なし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

ケニアのアグロインダストリーにおけるビジネス展開が促進される。

指標：

1. アグロインダストリーの民間事業者によるビジネス展開を促進するために必要な支援策が行政により継続的に実施されている（例：プロジェクト終了後もポータルサイトが AT0 によって定期的に更新される等）。
2. 行政による支援策を継続的に実施した結果、プロジェクト終了後にビジネス展開に結び付いた具体的な事例。

(2) プロジェクト目標

アグロインダストリーの民間事業者によるビジネス展開を促進するための行政に

による支援体制が確立される。

指標：

1. アグロインダストリーの民間事業者によるビジネス展開を促進するために必要な支援策を行政が実施できるようになる（例：ポータルサイトがAT0によって定期的に更新される等）。
2. 成果2で支援策を実施した結果、新規事業の開拓や既存事業の拡大などのビジネス展開に結び付いた具体的な事例がXX件以上確認される。

（3）成果

成果1：アグロインダストリーの民間事業者によるビジネス展開を適切に支援する体制が提案される。

指標：

- 1-1. 行政がアグロインダストリーの民間事業者のビジネス展開を支援するための実施体制・方法等をまとめたオペレーションマニュアルが最終化される。
- 1-2. 行政による支援策の実施の成果、グッドプラクティス、教訓、今後に向けての提言等がアグロインダストリーの民間事業者に共有される。

成果2：アグロインダストリーの民間事業者によるビジネス展開を可能にする効果的な支援策が明らかになる。

指標：

- 2-1. 各支援策を実施した結果、実現したアウトプットの具体例（例：ポータルサイトの開発、ビジネス研修の実施、ビジネスマッチング・マーケティング機会の提供等）。

（4）主な活動

<成果1の活動>

- 1.1. プロジェクトのワーキンググループ（WG）事務局のメンバー構成、マンデートを確定させる。
- 1.2. WG事務局がアグロインダストリーにおける国内外の民間事業者に対する詳細なニーズ把握及び課題分析のための調査を実施する（例：民間事業者が新規事業の開拓や既存事業の拡大を検討する上で必要としている情報や支援、抱えている課題やボトルネック等）。^{注1}
- 1.3. 活動1.2の調査結果を基に、アグロインダストリーの民間事業者がビジネスを展開していく上で行政がどのような支援を行えるかについて、WGで分析を行う。
- 1.4. 活動1.3の分析結果を基に、アグロインダストリーの民間事業者によるビ

ビジネス展開を可能にするために必要な行政による具体的な支援策を WG で特定する。

- 1.5. 行政が各支援策を実行に移すための実施体制・方法等を含むアクションプランを WG で作成する。
- 1.6. 成果 2 で実施した支援策により得られた成果・教訓を基に、それぞれの支援策の実施体制・方法等を WG で改善する。
- 1.7. 各支援策の実施体制や方法等をまとめたオペレーションマニュアルを WG で作成する。
- 1.8. 成果 2 で実施した支援策による成果や教訓、今後に向けての提言等を広く共有・発信するためのワークショップ・セミナーを WG で開催する。

注 1：調査対象者は、ASNET の会員や KenInvest の顧客を含む大企業、中小零細企業、協同組合、個人事業主など国内外のアグロインダストリー関係者で、サンプル数は 100 以上を目安とする。

<成果 2 の活動>

- 2.1. アクションプランにおける必要な支援策のうち、実行可能な支援策を WG で複数実施する。(以下の(a)、(b)、(c)は支援策の例) ^{注2}
 - (a) 情報集約・発信のためのポータルサイトの開発
 - (b) ビジネス研修の提供
 - (c) ビジネスマッチング・マーケティング機会の提供
- 2.2. 活動 2.1 で実施した複数の支援策の結果を WG でレビューし、必要に応じて各々の支援策の改善を適宜図る。

注 2：支援策の例の(a)、(b)、(c)は、以下の活動を想定している。

(a) 情報集約・発信のためのポータルサイトの開発

- 1) 活動 1.1 の調査結果を踏まえて、アグロインダストリーのビジネス展開を促進するのに役立つ情報・データの種類を特定する。
- 2) 既存の統計資料や調査報告書などから上記で特定された具体的な情報・データを収集する。
- 3) ケニアの農業バリューチェーン分析や他国と比べたケニアの農作物の強み等に関する既存の調査、研究、取り組み内容のレビューを行う。
- 4) 上記で収集した情報・データを集約化・分類化するなどして整理し、必要に応じてデータベースを作成する。
- 5) 上記で整理した情報・データにフリーアクセス可能なポータルサイトを作成する。

(b) ビジネス研修の提供

ASNET の会員企業等、有望企業に対してビジネスの展開に有効な研修を提供す

る。

(c) ビジネスマッチング・マーケティング機会の提供

アグロインダストリーの民間事業者、金融機関、BDS (Business Development Service) プロバイダーなどが集まるイベントやフォーラムなどを開催支援することにより、ビジネスマッチング・マーケティングの機会を提供する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

1. AT0、KenInvest、ASNET から成る WG 事務局メンバーがプロジェクトの開始までに指名される。

(2) 外部条件

<上位目標達成に向けての外部条件>

1. ケニアの政治経済状況が大きく変化しない。
2. 実施機関の機能がプロジェクト終了後も存続し続ける。

<プロジェクト目標達成に向けての外部条件>

ケニアの政治経済状況が大きく変化しない。

<成果達成に向けての外部条件>

ケニアの政治経済状況が大きく変化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の教訓

北部回廊農業開発アドバイザーの活動結果によれば、同国の農業開発及び農家の所得向上には民間部門の更なる参画が重要とされており、MoALD は民間部門による農業投資促進の重要性を認識しつつも、省内に明確な担当部署がないため省として十分な貢献ができていない。MoALD 内には、農作物の生産量、輸出取引量、各バリューチェーン段階における現状と課題、投資ポテンシャル等、民間事業者・投資家にとって魅力的な情報が蓄積されているものの、これらの情報が省内で集約・整理されておらず、外部にも十分に発信されていない。更に、民間部門の参画・投資を促すには関連省庁・組織間の連携が重要であるが、それには時間、労力、予算が必要であり、同予算・人員の確保が重要である。

(2) 本事業への適用

本事業において、AT0、KenInvest、ASNET を事務局として形成する WG には、カウンティ政府の代表組織、組合・MSMEs 開発省等、民間支援に関わる幅広い機関が参加する計画である。ASNET は会員企業向けのサービスを提供できる資金、投資庁は

民間向けの幅広い情報を有しているため、MoALD 内の組織横断部門である AT0 を中心に WG 形成により組織間連携及び補完し合う体制を構築し、活動を進めながら好事例・教訓を蓄積し成功経験を積むことで体制として確立することを目指す。また、本事業において WG 主導で行う予定の支援策の一つに情報集約・発信のためのポータルサイトの開発があるが、各地の農業開発に関する情報を一元的に管理・発信するサイトの設立については、MoALD を含む本事業の関係機関のみならず、民間事業者、開発パートナー等、各方面からの高いニーズが確認されていることから、内容の充実したポータルサイトの開発を目指す。なお、こうしたポータルサイトの運用維持を行政機関のみで実施する事は技術的にも簡単ではないため、既存の HP を効率的に活用することも想定している。

7. 評価結果

本事業は、同国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策に合致しており、アグロインダストリーの民間事業者によるビジネス展開の促進を通じて、SDGs のゴール 1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、ゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」、ゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、ゴール 13「気候変動に具体的な対策」への寄与が期待されることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内：ベースライン調査(ニーズ把握・課題分析調査の一環で実施)

事業完了 3 年後：事後評価

以 上